

石川県議会議員選挙

※ただし、4月3日(金)の告示日において立候補者が決定します
ので、その結果によっては無投票となる場合があります。

投票日 4月12日(日)

投票時間 午前7時から午後7時まで

棄権せずに投票
してね!



投票日に投票所に行けない人へ

4月4日(土)から4月11日(土)まで期日前投票ができます。

時間：午前8時30分～午後8時 場所：羽咋市役所1階市民談話室

期日前投票時間は、午後8時までとなっていますので、ご利用ください。

投票できる人

4月12日現在、満20歳以上(平成7年4月13日までに生まれた人)で、引き続き3カ月以上羽咋市に住所を有する人。

最近住所を異動された人は、投票の場所が変わる場合や、投票できない場合がありますので、下記の表を参考にしてください。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

区分	届出日	投票場所	要件
羽咋市に転入された場合	平成27年1月2日以前	羽咋市	
	平成27年1月3日以降	転入前の市町	※「引き続き石川県内に住所を有する旨の証明書」が必要。 ただし、転入前の市町の選挙人名簿に登録されている人。
	平成27年1月2日以前	羽咋市	
	平成27年1月3日以降	石川県議会議員選挙は投票できません。	
羽咋市から転出された場合	平成27年1月2日以前	転出先の市町	
	平成27年1月3日以降	羽咋市	※「引き続き石川県内に住所を有する旨の証明書」が必要。 ただし、羽咋市の選挙人名簿に登録されている人。
			石川県議会議員選挙は投票できません。

※「引き続き石川県内に住所を有する旨の証明書」(無料)は、市町長から交付をうけて、必ず提示しなければなりません。

■投票用紙には、候補者の氏名を記載してください。

■入場券は、ハガキで送付されます。

家族単位で、世帯主宛てに4月4日以降に送付します。投票所の受付で、本人確認をするために必要なものですが、紛失したり忘れたりしても投票することができます。

■選挙公報は、4月10日までに各家庭に配布予定です。

お手元に届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。また、市役所1階総合窓口課と各公民館にも備えてありますのでご利用ください。

■不在者投票ができます。

投票日に投票場へ行けない場合は、期日前投票（前頁参照）ができます。また、下記の場合は、不在者投票制度が利用できます。

指定病院などでは

石川県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。

市内では、「公立羽咋病院」、特別養護老人ホーム「眉丈園」、「はくいの郷」の3カ所です。

郵便による不在者投票

体の不自由な人は、郵便により自宅で投票することができます。身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの人で、下記の表に該当する人は郵便で投票することができます。また、該当者のうち上肢もしくは視覚に障がいのある人は、代理人によって郵便投票をすることができます。

いずれの場合も、あらかじめ羽咋市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。この証明書を添えて、4月8日(水)までに投票用紙を請求してください。

投票は郵便で行われますので、この制度を利用される人は、お早めに選挙管理委員会へご連絡ください。

■郵便などによる不在者投票の対象者

交付手帳など	障がいの種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、小腸、直腸の障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、小腸、直腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証		要介護5

■投票所一覧

投票区名	投票所の場所	投票区名	投票所の場所
第1投票区	羽咋市立羽咋小学校体育館	第9投票区	羽咋市尾長出会館研修室
第2投票区	羽咋市立羽咋公民館ホール	第10投票区	羽咋市本江町会館第二集会室
第3投票区	羽咋市立千里浜公民館大ホール	第11投票区	羽咋市立余喜公民館集会場
第4投票区	羽咋市立栗ノ保小学校ランチルーム	第12投票区	羽咋市立鹿島路公民館多目的ホール
第5投票区	羽咋市立富永公民館ホール	第13投票区	羽咋市立越路野公民館集会室
第6投票区	羽咋市四町会館和室	第14投票区	羽咋市立一ノ宮公民館集会室
第7投票区	旧羽咋市立邑知第一保育所遊戯室	第15投票区	羽咋市立上甘田公民館集会室
第8投票区	羽咋市立邑知公民館神子原分館大集会室		

問い合わせ 市選挙管理委員会 (☎22-7191、FAX22-7135)